



社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
令和 6 年度 心理判定員（契約職員）募集要項

- 1 応募資格 大学、大学院において心理学系の学部・学科を終了された方。
なお、臨床心理士資格又は公認心理師資格があれば尚可とし、待遇についても優遇します。
- 2 募集人員 若干名
- 3 雇用期間 令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで（以後、状況により雇用を延長する場合があります。）

4 勤務条件及び待遇

- (1) 雇用形態：契約職員
- (2) 勤務場所：神奈川県総合リハビリテーションセンター内の福祉施設
- (3) 勤務時間：月曜日～金曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
- (4) 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始 6 日
- (5) 有給休暇等：年次休暇、夏季休暇（5 日）療養休暇、生理休暇、忌引休暇、慶弔休暇等
- (6) 初任給：(支給例)

区分	資格を有しない方	臨床心理士・公認心理師 資格を有する場合
給料月額	174,000～207,600 円	190,700～228,300 円
諸手当	15,000 円	15,000 円
計	189,000～222,600 円	205,700～243,300 円

- ア 就労経験をお持ちの方は経歴に応じて上記範囲内で初任給を決定します。
- イ 手当等には、職務手当、ベースアップ等支援加算が含まれています。
- ウ 上記のほか、住居手当、通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当等が状況により支給されます。
- エ 事業団の業務実績に応じて、業績手当が支給される場合があります。
- ※ 上記の給料月額等は、令和 5 年 12 月 1 日現在のものです。給与規程等の改正があった場合は、変わる
ことがあります。

- (7) 賞与：年間 3.20 月分で 6 月と 12 月の 2 回に分けて支給されます。なお、4 月 1 日採用者は初年度 2.15 月分となります。
- (7) 退職金：1 年以上勤務した場合は、退職金が支給されます。
- (8) その他：健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険の被保険者となります。

6 採用試験

- (1) 提出書類：(提供して頂いた個人情報、当事業団個人情報保護規程に従い、適切に管理いたします。)
- ア 【履歴書】A3 判二つ折りの大きさで、必ず写真を貼り付けてください。
- イ 【資格証の写し】資格取得済みの方のみ提出してください。
- ウ 【職務経歴書】書式は問いません。但し、初任給決定時の資料になりますので最終学歴以降に就労経験をお持ちの方はアルバイト・短期間の雇用等の条件を問わず全て記載して提出して下さい。
- (2) 応募期間：随時 ※但し募集人員に達し次第、募集を締め切ります。
- (3) 応募方法：応募期間内に、提出書類を下記の応募・問い合わせ先まで郵送ください。
封筒表面に「心理判定員（契約職員）応募」と朱書きのうえ、簡易書留郵便でお送りください。
なお、簡易書留等によらない郵便の事故等については一切考慮しません。
- (4) 試験日：応募者と別途調整させていただきます。
- (5) 試験内容：面接（合格者には別途健康審査があります。）
- (6) その他：提出された応募書類等は、返却しませんのでご了承ください。

7 その他

当事業団は障害者雇用を推進しています。応募資格を満たす方はご遠慮なくお問い合わせ・ご応募ください。

8 応募・問い合わせ先

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 福祉局福祉総務課（担当：原田、鳥海）
〒243-0121 神奈川県厚木市七沢 5 1 6 電話（046）249-2231
<http://www.kanagawa-rehab.or.jp> E-mail:njshien@kanagawa-rehab.or.jp

事業団 HP

